

NECプラットフォームズ株式会社との不動産売買等契約案の概要について

1 契約方法・金額

市とNECプラットフォームズ株式会社は、同社一関事業所跡地について、令和3年1月に実施した不動産鑑定評価額により土地の売買契約を締結し、また、市が希望する引渡し条件の整備に要する費用について、補償費として市が負担するものとして、以下のとおり契約を締結したい。

契約方法	金額	備考
不動産売買契約	17億6,000万円	不動産鑑定評価額（令和3年1月実施）
補償契約	5億2,800万円	市が希望する引渡し条件の整備に要する費用
合計（取得費）	22億8,800万円	—

2 引渡し条件等

(1) 建物等の解体

取得する土地に定着する建物及び工作物（擁壁、フェンスなど一部工作物を除く）については、NECプラットフォームズ株式会社において解体・撤去し、更地の状態とする。

(2) 汚染土壌の浄化処理

岩手県によって、土壤汚染対策法による「形質変更時要届出区域」の指定を受けている39区画（3,900㎡）については、NECプラットフォームズ株式会社において浄化処理を実施し、区域指定の解除を受ける。

(3) 契約不適合責任

土地の品質などに関して契約の内容に適しない状態（契約不適合）があった場合は、NECプラットフォームズ株式会社において、引渡しから2年間に限り、履行の追完請求、契約の解除または損害賠償の責任を負う。

ただし同社の責任により、合意事項で定めた建物などの解体及び土壤汚染対策等を行い引渡しを受けたものについては、契約不適合責任から除く。

3 支払時期（引渡方法）

令和8年9月頃（一括引渡し）